株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月二十五日までに当社にご提出下さい。

また、右効力発生日をもって、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので併せて公告します。

平成二十二年十一月五日

東京都港区新橋五丁目二五番六号

スリーライン株式会社

代表取締役　岩田　末広

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月五日

東京都中央区佃二丁目一九番一一七〇五号

イカリ工業株式会社

代表取締役　五十里とみ子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である向田一彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月五日

川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一五階

エムハート・グラス・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド

日本における代表者　向田　一彦

限定承認公告

本籍宮城県遠田郡涌谷町字三十軒屋敷一番地、最後の住所東京都練馬区豊玉中二丁目一一番一〇号Kハイム三〇一号

被相続人　亡　高橋　昭浩

右被相続人は平成二十二年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

宮城県遠田郡美里町青生字惣四郎二七番地四

相続財産管理人　高橋　昌一

東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号國學院大學内法科大学院棟一階　弁護士法人渋谷パブリック法律事務所

右相続財産管理人

代理人弁護士　飯田　康仁

限定承認公告

本籍埼玉県深谷市上柴町東七丁目一二番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　斉藤　直樹

右被相続人は平成二十二年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十七日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階

相続財産管理人斉藤直人

代理人弁護士　南雲　芳夫

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市南区上鶴間五丁目六番、最後の住所東京都世田谷区世田谷四丁目七番三―四〇三号　被相続人　亡　小林　信行

右被相続人は平成二十二年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

東京都町田市能ヶ谷七丁目二八番一五号

限定承認者　小林千代子

限定承認公告

本籍高知県高知市鏡梅ノ木七八〇番地、最後の住所高知市横内四九番地三八

被相続人　亡　川﨑　和富

右被相続人は平成二十二年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十月二十八日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月五日

高知市横内四九番地三八

相続財産管理人　川﨑　久恵

任意清算公告

当社は、平成二十二年十月二十六日付けで解散し、総社員の同意をもって定めた財産の処分方法に従って清算することといたしましたので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十一月五日

東京都墨田区立川四丁目一七番一三号

合名会社三興工業社

代表社員　鈴木　雅久

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十二月七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十一月五日

東京都港区赤坂二丁目一九番四号

株式会社都心住販

代表取締役　藤田　直樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少し、三十六億七千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月十九日付官報の号外第八十四号六十四頁に掲載されています。

平成二十二年十一月五日

東京都千代田区永田町二丁目一二番四号

特定目的会社クレップ・インベストメント・ダブリュー　取締役　宝金　正典

訂正公告

平成二十二年十月十九日（号外第二二九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社廣甚の住所「和歌山市元町奉行丁二丁目六五番地」（旧住所）とあるは、「和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地」に訂正いたします。

平成二十二年十一月五日

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

（甲）株式会社廣甚

代表取締役　廣岡　聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一七九二番地

（乙）株式会社フードラッグ

代表取締役　廣岡　聖司

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二四一	一	一四～一六	北海道白老郡白老町5丁目27番地33　ケアハウス暖炉304号、前住所北海道白老郡白老町字竹浦101番地33　ケアハウス暖炉304号	北海道白老郡白老町5丁目27番地33　ケアハウス暖炉304号、前住所北海道白老郡白老町字竹浦101番地33　ケアハウス暖炉304号
〃	一	一八	平成二十二年十月十五日	平成二十二年十月十三日
〃	二	一一	池田出張所に係る平成二十二年（家）第一六一号相続権主張の催告中（原稿誤り）	池田出張所に係る平成二十二年（家）第一六一号相続権主張の催告中
二四二	一	一一	本籍徳島県三好郡東みよし町大字足代字大畠2丁目1192番地	本籍岡山県倉敷市大畠2丁目1192番地
〃	一	一八	催告期間満了日平成23年4月20日	催告期間満了日平成23年5月18日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月五日付第二三三号一
十月十九日付衆会第四号三十月分（二八ページ●同日付政府調達第二〇八号四〇ページ●
二ページ月極一部当り）の郵送料二、〇四〇円

◉官報郵送料のお知らせ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）